

## 都市計画寺本駅東地区計画

名 称		寺本駅東地区計画				
位 置		知多市寺本新町1丁目及び2丁目の全部並びに八幡字苅宿、字下内橋、字前田、字森之前、字荒古前及び字宗作の各一部				
面 積		約 20.4 ha				
地区計画の目標		<p>本地区は名鉄常滑線寺本駅の東約300メートルに位置し、交通の利便も良く、住宅地としての需要が見込まれ、組合による土地区画整理事業が実施された区域を含む地区である。</p> <p>このため、本地区では良好で快適な住宅地としての住環境及び利便の向上並びに公共施設との調和を目的とする。</p>				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	A 地区	良好な低層住宅地を創出し、その環境を保全するために、住宅及び公共施設の適正な配置を行い、合理的な土地利用の形成を図る。			
		B 地区	住宅地の環境と調和した幹線道路の沿道地区として、合理的で機能的な土地利用を図る。			
		C 地区	一般住宅地としての環境の維持・保全に努める。			
	地区施設の整備方針	地区施設の配置は主に土地区画整理事業で整備を図るが、その他は土地区画整理事業の計画に合わせて区画道路を配置し、整備を図る。				
建築物等の整備の方針		A 地区	良好な低層住宅地として、土地区画整理事業で形成された敷地の細分化を防止し、主に低層戸建の建築物の配置を図る。			
		B 地区	一般住宅及び住宅地の環境と調和した一定程度の商業・業務施設等の立地を誘導する。			
		C 地区	一般住宅地として、住宅を主とした建築物の配置を図る。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅員	延 長	摘要
			道路 1 号	6 m	約 210 m	計画図表示のとおり
			道路 2 号	6 m	約 100 m	
			道路 3 号	7 m	約 80 m	
			道路 4 号	5 m	約 200 m	
			道路 5 号	5 m	約 290 m	

地区 整備 計画 に関する事項	地区の 細区分	名称 面積	A地区 約12.3ha	B地区 約2.7ha	C地区 約5.4ha
	建築物等の用途の制限	次の建築物以外は建築してはならない。 ① 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ② 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館 その他これらに類するもの ③ 神社、寺院、教会、その他これらに類するもの ④ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑤ 公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く。） ⑥ 病院、診療所 ⑦ 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、公衆電話所、警察署その他これらに類する公益上必要な建築物 ⑧ 日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が、150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く） ⑨ 前各号の建築物に附属するもの			
	建築物の敷地面積の最低限度	120m <sup>2</sup>	120m <sup>2</sup>	120m <sup>2</sup>	120m <sup>2</sup>

「区域及び地区施設の位置は計画図表示のとおり」

知多都市計画  
寺本駅東地区計画  
計画図  
知多市  
1/2, 500

図面は地区計画指定時のものです。



